

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

川崎市
川崎市中馬保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	川崎市中馬保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	■■■■■
定員(利用人数):	120名
所在地:	〒216-0003 川崎市宮前区有馬3-2-10
TEL/FAX:	044-854-0425 / 044-854-0425
ホームページ:	https://www.city.kawasaki.jp/miyamae/page/0000123126.html
開設年月日:	1978年2月1日
経営法人・設置主体:	川崎市

職員数	常勤/非常勤	常勤:27名	非常勤:13名
	専門職員(名称)	保育士:28名	
		看護師:1名	
		栄養士:1名	

施設状況

保育室:9室	トイレ:4ヶ所
調理室:1室	事務室:1室
園庭:あり	

③理念・基本方針

- 保育理念
子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力の基礎を育む保育
- 保育方針
 - ・恵まれた自然の中で心身共に健康で思いやりのある子どもに育てる
 - ・保護者との信頼関係のもと子どもの人権を守り成長や子育ての楽しさを共有する
 - ・様々な人(友だち、地域のひと・保育園・学校)との交流を大切にし豊かな人間関係づくりを目指す
- 園の保育目標
 - ・心も身体もげんきな子ども
 - ・感じて考えて表現できる子ども
 - ・自分も友だちも大切にする子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

- さまざまな素材や機会、方法を用いた、のびのびとした表現活動、造形活動
 - ・造形活動、表現遊びをたくさん取り入れ、保育者も一緒にその楽しさを共感しています。
 - ・「自由に」「感性豊かに」「ダイナミックに」表現あそびを楽しむことを大切にしています。
- 広い園庭、緑に囲まれた環境での自然にふれたあそび
 - ・広い園庭、緑に囲まれた環境で、畑で野菜を育てたり、草花や昆虫に触れて遊ぶことを楽しんでいます。
 - ・自然の中で五感で感じる遊びを取り入れ、様々な経験を重ねる中で子どもたちが主体的に遊ぶ力が育まれるよう、保育をすすめています。
- 一人ひとりの個性をしっかりと理解し受け止めた保育
 - ・「子どもの人権の尊重」を基本に保護者とともに心身の健やかな成長を支えています。
 - ・子どもたち一人ひとりの個性をしっかりと理解して受け止め、安心して毎日を過ごすことを大切にしています。
 - ・様々な特性を持った子どもたちがクラスの仲間として共に育ちあうインクルーシブ保育をすすめています。
- 保育の質の向上、地域の子育ての支援の強化の取組
 - ・川崎市公立保育園(宮前区ランチ園)として、地域の子ども・子育て支援の強化、民間保育所と連携した保育の質の向上に取り組んでいます。
 - ・自己評価を工夫し、保育の振り返りや職員の話し合いを基によりよい保育を目指しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年9月24日

訪問調査日:令和4年1月31日

評価結果確定日 :令和4年4月3日

受審回数(前回の時期)

2回(前回:2017年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 新たな公立保育所としての役割

園はこれまで果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識を踏まえ、「新たな公立保育所（ランチ園）」として位置づけられています。全体的な計画では、新たな公立保育所の機能として、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公・民保育所の人材育成」を掲げ、市や区と連携して多様な事業に取り組んでいます。子育て支援では、充実した広い園庭を活用して毎日「園庭開放」を実施し、子育てに関する「連続講座」開催等があります。民間保育所等への支援では、公立保育園としての保育資源を生かして、「物品貸し出し」、「施設開放」、「連携会議」、「公開保育」、「合同での研修」等を行っています。公立保育園として、区内の子育て支援に責任を持って取り組んでいます。

2) 業務の実効性を高める体制の整備

保育の充実や園運営の体制強化のため、係や担当を置いて業務を分担しています。具体的には「地域支援」「民間連携」「園内研修」「環境」「安全・衛生」「自己評価」「人権」等の係を設置し、係にはリーダーを置いて責任を明確にしています。毎月の乳児会議や幼児会議で実施している自己評価の取組は、自己評価係がとりまとめを行い、保育の質の向上に貢献しています。人権係は、園の保育の基本である子どもの人権を尊重した保育を振り返る取組を担当しています。毎年定期的に、子どもの人権をテーマに、職員間での話し合いを持ったり、「人権係のたより」を発行して保育所の取組を保護者に伝えています。体制を整備して業務の実効性を高め、新たな公立保育所としての役割を担っています。

3) 食育の推進

食育について計画的で丁寧な取組を進めています。全体的な計画、各指導計画、食育計画にもとづき、年齢や発達段階に応じた食育を推進しています。保育士と栄養士・調理師が連携して子どもの状況に応じた調理をしています。適切なアレルギー除去食や病後児への配慮食の提供、子どもの口腔機能や嗜好に合わせた調理の工夫などを丁寧に行っています。給食日よりでは、家庭での参考になるように、給食の状況について分かりやすく伝えています。「お箸マスターへの道のり」として、スプーンの三点持ちのマスターが重要と伝えたり、今月の食材として旬の食材を紹介しています。

◇改善を求められる点

1) 保育理念の周知

保育理念については「保育内容説明資料」に記載があり、保護者には保育内容説明会等で説明を行っています。しかし、保育所のホームページやパンフレットでの紹介がありません。昨年度末に保育理念の整理が行われましたが、その反映がまだ行われていない状況です。早急な対応により、保育理念の周知に取り組まれることを期待します。

2) 園設備の老朽化に伴う検討

保護者や職員から園舎、設備の老朽化に伴う不安や使いにくさの指摘があります。公立施設ということもあり、園単独での改善は難しい面もありますが、設備点検などにより問題点の抽出および、可能な範囲で改善に向けての取組が期待されます。また、保護者の不安に配慮した情報提供が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名：川崎市中有馬保育園

第三者評価を受審するにあたり職員全員で保育、運営を振り返り、あらためて取り組んできたこと、大切にしていきたいこと、求められる役割などを確認することができました。また、保護者の方や第三者評価調査員の方々にいただいたご意見は、認めていただいたこと、指摘していただいたこと両方が園にとって貴重であり、今後取り組むべき方向を示していただきました。さらなる質の向上に向けて引き続き取り組んでいきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念や保育方針は、保護者説明用の資料「保育内容説明資料」に記載し、毎年保護者に説明しています。保育理念は、子どもの権利を保障し、生きる力の基礎を育むことを掲げており、保育方針は、その保育理念を実現するための方針となっています。保育理念は最近見直されていることから、ホームページにはまだ見直しの内容が反映されていません。また、パンフレットにも保育理念、保育方針の記載が期待されます。全体的な計画に記載して職員に周知し、各指導計画の作成につなげています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

公立保育園の園長会や市社会福祉協議会の部会への参加、保育専門誌の購読等による情報収集を行い、社会福祉事業の動向について把握しています。「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、市や区の「地域福祉計画」により、公立保育所としての役割を認識しつつ、地域の保育ニーズや地域の特徴等を把握し、分析しています。公立保育所の新たな役割として、地域の子どもの子育て支援機能や民間保育所等への支援機能を担っています。

第三者評価結果

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

川崎市では、公立保育所の民営化を進め、公立保育所のうち1区に3園を「新たな公立保育所(ブランチ園)」としました。園はこの「新たな公立保育所(ブランチ園)」として、これまで蓄積してきた専門的な知識やノウハウを活用し、「地域の子どもの子育て支援」、「民間保育所等への支援」に市や区と一体となって取り組んでいます。また、園舎老朽化のため、園舎・設備の修繕や管理等も課題となっており、取り組みが期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

川崎市では、「川崎市総合計画第2期実施計画」(2018～2021)において、5つの基本政策と23の政策を掲げており、政策の一つとして「安心して子育てできる環境をつくる」を掲げています。公立保育所に関しては、「公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実」に取り組むこととしています。また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(2018～2021)では、「質の高い保育・幼児教育の推進」のための具体的な事業として、「公立保育所の運営事業」の取組を記載しています。これらの計画は見直し中であり、次の計画策定が行われています。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

川崎市の所管課が作成した「公立保育園運営指導方針」にもとづき、「中有馬保育園運営方針」を事業計画として策定しています。この運営方針の重要事項として「一人ひとりの発達過程を踏まえた保育の実施」、「子どもの権利の保障」、「地域における子育て支援」、「公民保育所の人材育成」等も具体的に記載しています。また、区役所と区内公立保育所3園が連携して作成した「宮前区事業計画」の中で、「地域子育て支援事業」、「民間連携・支援事業」等の年間計画を作成しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

園長は、事業計画として、「中有馬保育園運営方針」を作成しています。作成にあたっては、保育実践に対する反省や自己評価について職員間での話し合い、その結果を踏まえた保育所の自己評価、保護者アンケート等による意向把握・分析をしています。今年度は、コロナ禍での保護者とのコミュニケーションや、保育内容についての取組を重点としています。年度初めの職員会議で職員に方針を伝え、保育所内に設置されている各係が作成する計画につなげています。

第三者評価結果

7	I-3-(2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の主な内容は、毎年度初めに「保育内容説明資料」をもとにして保護者説明会で説明しています。パワーポイントを活用して視覚的に分かりやすくするなどの工夫もしています。昨年度と今年度はコロナ禍のため、密を避けて各クラス懇談会での説明としており、今後も工夫が求められます。また、毎月の園だよりではテーマごとに、事業の内容や取組状況を紹介しています。今年度から導入したICTシステムを活用して保護者周知に取り組んでいます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画にもとづく毎日の保育実践の振り返りを「記録及び省察」としてまとめ、翌日の保育へ反映しています。毎月の乳児会議及び幼児会議でそれぞれクラスごとに月間の自己評価を報告し、意見交換をしています。意見は参加職員全員が付箋に記入し、「自己評価書」に貼り付けて記録として残し共有するという一連の過程を大事にし、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。保育所の自己評価は、公立保育所共通の基準により実施しており、全職員が関わっています。また、第三者評価は、5年に1回定期的に受審をしています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

毎月定例の会議で保育実践における自己評価について話し合い、次の保育に反映しています。この自己評価の積み重ねを年度末の年間自己評価につなげています。自己評価書の「意見、改善案」の欄では課題も明らかにしており、職員間で共有しています。課題は、次年度の「園の運営方針」に記載し、解決に向けて計画的に取り組んでいます。運営方針にもとづいて職員が作成する「各係」の事業計画に具体的な落とし込みをしています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

「公立保育園運営の手引き」に「保育所保育指針」に記載された「施設長の責務」を掲げると共に、「園業務の一覧」には園長の業務が列挙されています。「園長業務マニュアル」にも園長業務の規定があります。園長は、規定等による要請に応じて「園の運営方針」を策定し、職員に自らの方針と取組を明確にしています。災害時等、有事の際の園長不在時における権限委任については、マニュアル等で明確にしています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、市や区の園長研修や会議に参加して法令遵守について学び、遵守するための取組を行っています。全職員は、川崎市職員としての行動基準をまとめた「服務掌冊子」を携行しています。この行動基準は、「行動を単に規制するものではなく、自分自身や仲間や職場を大切にすること」と位置づけています。また、「保育所職員の手引き」も職員の行動指針になっています。園長は職員と共に、公務員としての服務規律や保育士会倫理綱領の遵守について振り返りを行い、意識を高めています。環境への配慮として、子どもに分別収集について教えたり、廃材を活用したりしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、職員と共に「子どもにとってどうか」という子ども主体の視点に立ち、保育内容の振り返りをしています。園内に「自己評価係」を設置して、職員が前向きに自己評価に取り組める体制を構築しています。職員の取組を支えるため時間や場の保障に努め、特に、月ごとの乳児会議、幼児会議での話し合いや意識の共有を大切にしています。職員に、保育の質の向上のために策定された課題別、職種別、階層別の職員研修計画にもとづく研修への参加を勧めています。

第三者評価結果

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、保育所内に「係」を設置して組織的な体制を構築し、経営の改善や業務の実効性の向上に具体的に取り組んでいます。「地域支援」、「民間連携」、「園内研修」、「環境」、「人権」、「安全・衛生」等の係で、それぞれ園の運営方針にもとづいた事業計画を策定しています。今年度は、業務支援ツールを導入し、園だより、クラスだより等の配信や保護者連絡等の効率化を図っています。園長は、公立保育所としての新たな役割を担うため、さらなる経営改善と業務の実効性を高める必要があると考えています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

人材確保は、川崎市の所管課が担当しており、定められた人員体制にもとづいて適切な取組が行われています。「川崎市専門職人材育成の手引」にもとづいての人材育成が進められています。職員は、年度ごとに「キャリアシート」を作成し、育成担当の先輩職員と「キャリア面談」を行い、行政専門職員としての意識を高めています。市ホームページの採用ページでは、保育職場の魅力を伝えています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

「市人材育成基本方針」に、市職員の人材ビジョンが明確に示されています。採用、配置、異動、昇進、昇格等の人事基準は、市の規程で明確に定められています。職員の能力、成果、貢献度は、「人事評価ガイドブック」にもとづき適切に評価されています。職員の処遇水準については、市の人事委員会が民間事業所の水準を調査し、処遇改善等について市に勧告する仕組みになっています。職員は、キャリアシートの活用や先輩職員とのキャリア面談で自らの将来の見通しを得られるようになっていきます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は、労務管理の責任者として、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等の就業状況を把握しています。定期健診やストレスチェックを実施して職員の健康管理を行っています。産業医の職場巡視や面談が実施され、市の健康相談室の利用もできるようになっています。園内の看護師は、子どもの健康管理だけでなく、職員の健康相談にも対応しています。業務の見える化やフリー保育士の配置の工夫などで時間外労働縮減に取り組んでいます。有給休暇の取得促進の働きかけや時間外労働の縮減などのワーク・ライフ・バランスに配慮していますが、職員からは業務量などの意見もあり、課題となっています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

川崎市職員としての人材ビジョンを明確にし、上位の目標を踏まえた職員一人ひとりの年度目標を設定しています。職員の目標設定にあたっては、年度当初の園長面談で目標項目について確認し、目標水準、目標期限を明確にしています。年度中間期の園長面談では、進捗状況の確認を行うとともに目標達成に向けて必要な支援をし、年度末には目標達成度の確認が行われています。

第三者評価結果

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「川崎市保育士人材育成のための手引書」に、保育士に求められる能力がキャリアの段階別に示されています。市の所管課で「保育所職員人材育成研修計画」が策定され、職員はキャリアに応じた必要な研修を受講しています。研修を受講した職員は市の所管課に研修報告書を提出し、市の所管課では研修効果を評価して次年度の研修計画に反映しています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

個別の職員の知識、研修記録、専門資格の取得状況等をキャリアシートに記載しています。川崎市の研修制度にもとづき、階層別研修、職種別研修、課題別研修などが実施されています。新任職員、異動職員には育成担当者を任命し、OJT研修を実施しています。園外での研修の際にはシフトを調整し、WEBでの研修時間中は他の職員が業務を分担するなど、全職員が個々の経験や能力に応じて必要な研修を受講できるよう配慮しています。全体職員会議の中で研修内容について報告する時間を設けることにより、職員間での共有に努めています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

「実習生受け入れマニュアル」には、受け入れの基本姿勢を明記しています。令和3年度はコロナ禍のため例年より減少したものの、実習生11名を受け入れました。園長補佐は、保育実習指導者研修を受講しており、受け入れ窓口を務めています。実習生の希望や学校側の意向を重視したプログラムを工夫し、口頭や実習日誌での日々の振り返りを通じて理論と実践の融合に努めています。実習最終日には、園長、園長補佐、クラス担当と実習生が実習全体を振り返る場を設けています。実習中に学校の教官の来訪があり、効果的な実習となるよう連携して取り組んでいます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

市の総合計画や「子ども・若者の未来応援プラン」で公立保育所の役割や事業内容が公表されています。第三者評価の受審結果はホームページで公開し、保育所の自己評価結果は玄関で閲覧できるようにしています。苦情・相談体制は、重要事項説明書や保育内容説明資料に記載し保護者に説明しています。園のパンフレットや子育て支援の案内は、区役所やこども文化センターに置いてあります。図書館でも保育所の紹介の機会がありました。しかし、ホームページでの理念や事業計画の紹介が不十分のようです。取組を期待します。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

職員の業務内容、権限、責任が明確に記載された業務一覧表が整備されており、各クラスに常備されています。必要な物品等の購入は、予算の範囲内で市役所の所管課に契約依頼をするようになっており、経理事務は保育所では行っていません。費用処理などで職員は負担を感じており、工夫が必要となっています。市の所管課は経理や契約等の事務に関する内部監査を受けています。保育所内の運営に関しては、毎年市の指導監査があり、必要な運営の改善を行っています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

「保育園運営方針」や全体的な計画に、地域における子育て支援や地域交流についての考え方を明記しています。保育所の玄関カウンターには、地域のイベントのちらしや市政だよりを置いて保護者に情報提供し、子どもたちは民生委員の協力で、近隣の畑で芋掘りを体験しています。また、老人いこいの家を訪問して歌を披露するなど高齢者と交流をしています。今年はコロナ禍でDVDに録画しての交流となりました。保護者は地域との交流について評価しておらず、周知されていません。区役所や区内公立保育所と連携し地域との交流に取り組んでいます。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れに関しては、全体的な計画に位置づけがあります。受け入れは、手順、ボランティアへの配慮事項を記載した「ボランティア受け入れ事務マニュアル」にもとづいてオリエンテーションを実施し、留意事項や守秘義務等について説明をしています。絵本の読み聞かせボランティア等が来訪していますが、現在はコロナ禍のため中止となっています。小学生、中学生、高校生の職場見学、体験学習等の受け入れを行っています。地域の学校教育への協力についての基本姿勢は明文化されていません。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

地域の関係機関等をリスト化しファイリングしています。職員には、それぞれの機関の役割や関わりを説明し周知しています。地域みまもり支援センター、児童相談所等と共通の課題について協働して取組をしています。要保護児童対策地域協議会の構成メンバーになっており、個別支援会議に参加しています。地域療育センターと連携を図っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域の子育て支援として、園庭開放、絵本の貸し出し、子育て相談、あそびの広場等の事業を通して地域の福祉ニーズの把握に努めています。公立保育所であるため、市や区の事業の中で把握した福祉ニーズについても、公立園長会等で情報共有をしています。また、宮前区地域教育会議に参加し、地域住民の声を直接聞く機会を持っています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

公立保育園として市や区と連携し、保育所職員の専門性を生かして福祉ニーズにもとづく事業を展開しています。子育てサロンへの出張講座、こども文化センターでの連続講座（食育、健康等）、区役所での食育紹介、小学生の町探検の受け入れ、障がい者施設とのビデオレター交換など多岐にわたっています。また、コロナ禍以前は町内会の祭りなどの行事に参加して地域コミュニティの活性化にも貢献をしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

川崎市が制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」にもとづき、子どもを尊重した保育を実践しています。保育所内に設置した「人権係」が主体となって毎年定期的に「人権を尊重した保育」について意見交換をしています。全国保育士会の「人権擁護のためのチェックリスト」も使い、自らの人権感覚をチェックしています。保育士が子どもを受け入れることで、子ども同士も互いに受け入れることにつながると考えています。人権係では、「人権係のたより」を保護者あてに発行し、保護者の人権に対する理解を深める取組をしています。クラス懇談会では、「たより」や市のパンフレットにもとづき人権について伝えました。今年のテーマは「体罰によらない子育て」でした。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

「川崎市子どもの権利に関する条例」にもとづき、子どもを尊重した保育の重要事項であるプライバシーの保護に取り組んでいます。具体的に文書化していませんが、着替え、身体測定、水遊びの際には、目隠しシートや遮光カーテンで外からの視線を遮るようにしています。おむつ交換は、パーテーションで仕切られた決まったコーナーで行うようにしています。子どもが一人になりたいときには大きな段ボールで作ったコーナーで落ち着けるようにしています。お漏らしの際は他の子どもに気づかれないように配慮をしています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園の情報は、市及び宮前区のホームページで詳細に情報提供をしています。パンフレットは、保育目標や園の概要、年間行事計画などを記載し、市や区役所、こども文化センターの窓口に置いています。見学の問い合わせは予約制とし土曜日等見学者の希望に合わせて、園長、園長補佐が対応しています。園の概要や園内の様子は、玄関や園庭から見てもらい、写真等で丁寧に説明し、質問や相談に応じています。感染症対策や保護者のニーズに応えるとともに、地域の子育て支援のうえでもWEBを利用した情報発信のさらなる充実が必要と捉えています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会は、「入園のしおり、重要事項説明書」等を配布し、保育内容や基本的ルール、持ち物等について説明を行い、保護者から書面による同意・確認を得ています。その後、担任と面談を行い、子どもの様子や慣れ保育期間や園生活について保護者の疑問や不安に応じています。進級による変更事項については文書を作成し、全家庭へ配布しています。また、外国籍等配慮が必要な保護者には、通訳アプリの使用や、ひらがなの資料を作成して渡すなど状況に応じた対応をしています。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めています。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

川崎市で定めた連携施設(小規模保育施設、2歳児まで)からの受け入れの際は市が定めた所定の文書で引き継ぎを行っています。転園児に関しては、川崎市で定めたルールに則り対応しています。卒園児や退園児、保護者には保育終了後も相談の場として保育園を活用できる旨を口頭で伝えてあります。口頭のみでなく、担当者や窓口を書面等で伝えることが望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は、登園時の子どもの様子から健康状態、保育中の言葉や表情、反応などから子どもの気持ちの理解に努め、個人観察記録から子どもの姿と育ちを理解し子どもの満足の把握に努めています。また保育所の自己評価の公表に対する保護者の意見、行事後のアンケート結果、保育参観や、個人面談の際のアンケート等で保護者の意見を把握しています。出された意見を集約し、必要事項は職員会議等で検討、改善して次期計画に反映しています。保護者役員会に園長、園長補佐が同席し意見の収集に努めています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

「川崎市保育園苦情解決要綱」が整備され、第三者委員制度とその仕組みを玄関に掲示し、意見箱も設置して保護者が意見を申し出しやすい環境を整えています。保護者には入園説明会の重要事項説明書等で説明しています。宮前区公立保育園園長連絡会で第三者委員と定期的に話し合いの場を設けています。保護者からの意見は、職員間で対応方法を検討し、速やかな改善を心がけています。保護者へは入園時に説明をしていますが、苦情解決制度について保護者の理解が十分でなく、更に分かりやすく説明・周知される事を期待します。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

入園説明時の資料「重要事項説明書」に相談窓口を掲載し、いつでも確認できるようにしています。意見箱を設置し、意見を述べやすい配慮をしています。保護者とは、登降園時や連絡帳、懇談会、個人面談などでコミュニケーションを図り、相談や意見を話しやすい環境を大切にしています。相談はプライバシーに配慮し、他者を意識せず話せるように相談室を確保して、担当だけでなく必要に応じて園長や園長補佐、看護師、栄養士、発達相談支援コーディネーターが参加し、保護者の相談や意見を聞いています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、保護者とのコミュニケーションを大切に、話しやすい雰囲気づくりに努めています。行事後のアンケートや個人面談、懇談会、連絡帳（ICTアプリ）等による保護者の意見や相談を大切に受け止めています。保護者からの意見は、「川崎市保育園苦情解決要綱」に基づいて所定の様式に記録して報告する等、手順に従い組織的に対応しています。出された意見は職員へ周知し、改善に向けて対応策を検討し結果を保護者へ知らせています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者は園長で、事故対策と事故発生時の対応に関するマニュアルを整備しています。日常的に発生した事故やヒヤリハットは報告書に記載し、職員会議で事故発生時の状況や検証・考察を行い、改善策を話し合い、再発防止の検討会議を行っています。日頃から、子どもの安心・安全な生活を脅かす事例の収集を行って事故原因の分析、発生要因、改善策を職員間で話し合い、事故防止につなげています。園内研修では、緊急時対応についてAED、エピペンなどの訓練を実施し安全確保の体制を築いています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対応に関するマニュアルを整備し、感染症の予防及び発生時の対応体制を整備しています。看護師が定期的に園内研修を実施し、嘔吐処理対応、AEDの使い方、エピペン使用方法の習得など知識、技術の向上と共に予防策や対応方法について全員が対処できるようにしています。保護者には、お便り等で予防策を伝え、発生時はICTアプリや掲示で感染の注意喚起をしています。コロナ感染症は基本の予防策をもとに感染状況に応じた対応を職員に周知し、健康管理、衛生管理及び室内や玩具の消毒等を徹底しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

川崎市の防災マニュアルをもとに、震災対応マニュアルを整備し、園の地域条件に合わせた防災訓練年間計画を作成しています。地震、火災、豪雨等を想定して実情に合った訓練を実施し、職員体制を整えています。保護者は、災害伝言ダイヤルの体験利用(年2回)や引き取り訓練(年1回)を行い、災害用備蓄品は園と保護者会が協力して準備し、内容の点検と充実を図ったうえ、分散して保管、管理しています。子どもに向けた防災教育の機会をつくり、子どもたちが防災に関心を持てるよう取り組んでいます。園内に安全に留まることも考慮して園内の安全マップを作成・確認し、ガラスの飛散防止対策を講じています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための対策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育の実施にあたっては、川崎市子どもの権利条例、川崎市公立保育園運営の手引き、川崎市保育の質ガイドブック、川崎市公立保育園健康管理マニュアル等に具体的に明文化され、それにもとづいて適切に実施しています。子どもの権利、プライバシーの保護等は、園の運営方針に明文化し、職員に周知しています。職員は保育の実施内容について乳児会議、幼児会議、職員会議等で話し合い、自己評価と振り返りを行い、保育の実践に生かしています。市の保育事業部による職員研修が組織的、計画的に行われ、人材育成と自己研鑽の場が設けられています。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の実施にあたっては、個別支援計画や年間計画、週案、月案、及び日々の保育の実践記録等をもとに実施しています。日々の保育の振り返りや申し送り、クラス会議の意見や保護者の意見等を反映し、保育指導計画の見直しを行っています。保護者のニーズや意見は、個人面談やアンケート等からも把握し、職員会議で検討して次の保育計画へ反映しています。クラス会議には、フリー保育士(発達相談支援コーディネーター)等が参加し、意見やアドバイスを言い、検討事項や見直しにつなげています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園時のアセスメントは市で定めた書式により、子どもの発育状況や保護者のニーズ等の情報を把握しています。担当保育士は全体的な計画をもとに、各指導計画をクラスの話し合いで作成し、個別支援計画は、保護者と連携し、必要に応じて園の看護師、栄養士が参加して作成しています。各指導計画は、園長補佐、園長が確認し、職員会議で全体的な意見を取り入れています。職員は計画を共有して保育を行い、振り返りや自己評価につなげています。必要に応じて地域療育センターの担当者や市の保健師と連携しています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画の見直しについては、帳票や計画の見直し、自己評価(振り返り)方法などは、川崎市で定められており、それにもとづいて実施しています。全体的な計画からクラス毎に年間指導計画、月間指導計画、週案・日案を作成して保育を実践しています。毎月クラスで、実践した保育内容の振り返りや個別の配慮事項、子どもの成長の変化や保護者のニーズなど課題の検討や振り返りを行っています。職員間で話し合い、見直した結果は、園長補佐、園長の確認を得て次の計画へ反映しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達や生活状況、指導計画をもとに実施した保育の状況は、川崎市が定めた様式に記録されています。個別の指導計画に記載された保育の実施状況を記録により確認することができます。保育に必要な情報は日々ミーティングや、保育日誌、会議等で情報を共有し保育の継続性を図っています。記録管理は、個人ごとにファイリングし保管しています。クラス会議や職員会議等の情報は議事録に記録を残しています。記録する職員により、書き方に差異が生じないよう園長が個別に指導しています。コロナ禍のため会議や研修は小人数のグループに分けて行っています。施設内で共有ファイルサーバーを用いて電磁的に情報を共有する仕組みを整備しています。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「川崎市個人情報保護条例」が定められていて、子どもの記録の管理、保存、廃棄、情報提供等に関する取り扱い方が明確になっており、適切に実施されています。電子データ管理は個人ごとにパスワード及び鍵が設定されています。子どもの個人情報に関する書類は、事務室の鍵付き書庫に収納されています。情報セキュリティ対策マニュアルがあります。点検チェックシートにより、定期的に点検・確認を行い、条例等の規定の遵守、漏洩防止に努めています。保護者には、入園説明会で「重要事項説明書」をもとに説明し書面による同意を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、園の保育理念、保育方針、保育目標にもとづいて作成しています。子どもの心身の発達状況を長期的に捉え、年齢別の保育目標を掲げて、家庭の状況や地域環境を考慮して作成しています。幼児の「教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱」や保育所保育指針の趣旨を年齢別に捉え、子どもの発達過程を長期的にとらえた内容となっています。宮前区のランチ園として、地域の子ども・子育て支援や遊びの広場、食育講座等開催の取組や、公・民保育所人材育成に向け、保育の質の向上を目指した職員研修計画も記載されています。全体的な計画をもとに、年間指導計画・月間指導計画等作成し、その期ごとに振り返りを行なっています。全体的な計画は、年度末に各クラスで担当職員が話し合っ振り返り・検討したものを職員会議で話し合い、園長、園長補佐が作成しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

＜コメント＞

川崎市健康管理マニュアルをもとに、日常的に清掃、消毒を行っています。室内の温・湿度管理に注意し、加湿付空気清浄機を設置して、さらに定期的に換気を行っています。清掃は、保育室内は保育士が担当し、トイレや砂場、園庭等は担当者を配置しています。清掃・消毒チェックを行い、月1回、室内、戸外の安全点検をして危険個所の有無を確認しています。玩具は乳児が口に持って行きそうな物は必ず水洗いをし、床は掃除機をかけてから消毒液で拭き、壁、テーブル等も消毒液で拭いています。保育室は窓が大きく、強化ガラスに飛散防止フィルムを貼り、出入り口のガラス戸にはクッションを取り付けています。保育室内の一部にホットカーペットを使用してゆっくり過ごせる場所になっています。トイレ等は清掃が行き届いて清潔に保たれています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

＜コメント＞

一人ひとりの子どもを受容し、子どもの行動の意味や発達を理解するように努め、子どもの状態に応じた保育を行っています。入所時のアセスメントから子どもの発達状況等を把握し、個人に合わせた対応をしています。子どもの表情や仕草に変化が見られた時はその状態を把握し、子どもの気持ちを汲み取り、子どもが自分の思いを話せるように対応しています。日頃から子どもが自分を伸び伸びと表現し、受け止めてもらえる安心感を大切にしています。クラスの月間指導計画に毎月の目標を設定し、目標に沿った保育をクラス全体で進めています。クラスの打ち合わせや指導計画の見直し、自己評価にはフリー保育士や発達相談支援コーディネーターが参加しています。子どもの様子を共有してケース検討会を行い、課題を共有しています。全体的な計画に子どもの「人権擁護」を掲げ、園内研修で意識を高めるとともに、他者の意見を聞くことで理解を深めています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

園では、乳児・幼児の「生活のめやす」を定めて年齢や個人差を考慮しながら取り組んでいます。子ども自身が、身の周りのことを自分でしようとする気持ちを大切に、周囲の子どもたちのやる様子を見て自分もやってみたいという気持ちと意欲を育てています。子どもができるようになった時は保育士もともに喜び、子どもが自信を持って意欲的に生活できるよう、保護者と連携して進めています。幼児クラスは衣服の着脱や手洗い、うがい、歯磨きなど基本的な生活習慣が身につくように援助や声かけを行っています。園内の「三者連携集会」(看護師、栄養士・保育士)を年4回開催し、「早寝・早起き・手洗い」など、子どもたちに食事や衛生に関することについて「なぜそうした方がいいのか」を年齢に合わせた内容で伝えています。個々の生活リズムを尊重し、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣が無理なく身に付くようにしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもたちが生活や遊びを通して、考え、工夫し、創造していく力が育まれるように、表現活動や造形活動を「自由に」「感性豊かに」五感で感じる経験を取り入れています。子どもの成長や興味に合わせて室内環境を整え、落ち着いて過ごせるコーナーを設定し、遊びや場所を選べるようにしています。室内の本箱や棚の上は、滑り止め加工が施され、物がずり落ちないようにしています。広い園庭は自然が豊かで、砂場の上にキウイの棚、反対側には大きな藤棚があり、季節には藤の花を楽しむことができます。食育年間計画で野菜を育てキウイも収穫しています。園庭は乳児と幼児は時間を分けて使用しています。5歳児は毎朝ミーティングで「今日は何をするか」を話し合い、夕方は振り返りをし、子どもの意見を保育に取り入れています。交通安全教室を区と連携して園庭で行い、交通ルールを学んでいます。コロナ禍のため、地域とはビデオレターでの交流となっています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児クラスは年間保育指導計画の目標に「大人との安定した関係の中で、自分の思いを表し、受け止めてもらい人への信頼感が培われる」として、一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、生活リズムを大切にしています。心地よく過ごせるように食事や睡眠、遊びを工夫してゆったりと落ち着いて過ごせる環境作りをしています。0歳児は、個別保育指導計画と月間保育指導計画を作成し、一人ひとりの成長・発達に合わせた保育を行っています。最初は緩やかな担当制を取り入れ、なるべく同じ職員が保育にあたり、愛着関係・信頼関係を育んでいます。「保育所の自己評価」を実施し、職員は子どもの発達について話し合い、子どもの理解の共通認識を深め、0歳児の発達、口腔機能の面などいろいろな視点で食に関する話し合いを持ち、その子に合わせた離乳を無理なく進めています。保護者と連携し、子どもが一日を通して安定した生活を送れるように取り組んでいます。午睡時は、SIDS予防のため5分毎に呼吸、体勢の確認をしています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。
 カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1,2歳児クラスは、保育士が子どもの思いや要求を受け止めて信頼関係を構築し子どもが安心して自己表現できるようにしています。子どもの発達や興味・関心に合わせて室内環境を見直し、遊びや探索活動を楽しめるように安全な環境整備を行っています。子どもと向き合うときは、分かりやすい言葉で声かけをし、子どもの自己主張や甘えたい気持ちを受け止めて関わっています。子ども同士のトラブルや関わりは、双方の話をよく聞き、代弁したり仲立ちをし、他の職員やフリー職員とも連携して子どもの気持ちに寄り添うようにしています。トラブルや困難に対しては、子どもからの発信を待ったり手伝ったりしながら、子ども自身が学び考える機会を保障しています。子どもの思いや背景を考慮し、一人ひとりに合わせた保育を行っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

各年齢の発達や特徴を踏まえ、子どもが自信を持って意欲的に生活できるように、個性を理解して受け止め、子どもの姿に合った安心して過ごせる環境作りをしています。3歳児は個人差を考慮しながら様々な遊びを経験し、簡単なルールのある遊びを集団の中で友だちと協力して遊ぶ楽しさや、自信や満足感を持って過ごせるようにしています。4歳児は集団の中で、自分の思いを主張したり、みんなと協力してやり遂げる喜びや、相手の思いを受け入れながら友だちとのつながりを深め、一緒に遊ぶ楽しさを感じられるようにしています。5歳児は、友だちと協力し自己を発揮しながら最後までやり遂げる達成感を味わえるようにしています。友だちと一緒に何かをする楽しさや、一つの目標に向かって力を合わせる大切さや喜びなど、集団の中で得られる経験がたくさんできるようにしています。表現活動を楽しみながら友だちと協力して作り上げていく経験を楽しんでいます。発想の広がり展開を、クラス担任だけでなく、フロア職員、他職種職員も関わり盛り上げながら保育を行っています。夏には子どもたちが話し合い、自由なイメージで保育室を変身させました。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

支援を必要とする子どもの発達状況や目標について、保護者と情報を共有し、配慮事項や必要とする支援を記載した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて保育にあたっています。発達相談支援コーディネーターを中心にケースカンファレンスを行い、支援方法について職員会議で検討、共有して職員全員が対応できるようにしています。市の巡回相談や発達相談を受け、保護者とも面談し情報を共有しています。子どもたちが過ごす環境を職員同士で話し合い、安心して過ごせる環境を整えています。子どもたちは、障害の有無に関係なく、お互いに困っている時の声かけや手伝いを自然に行っています。保護者懇談会の場を活用して、日常的な保育の取組を伝える中で、インクルーシブ保育の考え方や実践を意識的に伝え、理解してもらえるよう努めています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

長時間にわたる保育では、在園時間に合わせた生活リズムに配慮しています。長時間保育では子どもの疲れや体調に留意し、様子を見ながら、身体を動かして遊んだり、静かに過ごせる環境を整えています。保育時間の長い子どもはしっかり休息を取れるよう午睡に配慮したり、子どもの状況に応じてホッとできるスペースを用意し、保育室の畳やマットのコーナーを利用して、分かれて遊んだりくつろげるようにしています。乳児は保育士に本を読んでもらったりと活動内容は柔軟に対応しています。保育時間の長い子どもには補食の提供を行っています。引き継ぎの際は引継簿を用意し、声出して名前を確認し、保護者に子どもの状況を確実に伝えています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

5歳児は全体的な計画に就学に向けての取り組みが記載されています。小学校との連携、就学を見通した計画にもとづいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。子どもにも自然な形で就学に向けて必要な力を身につけられるよう、ホワイトボードで活動の予定を知らせ、時間を意識した生活を送る、グループで意見を伝えあう等の活動を取り入れています。机に向かう、遊びの中で文字を取り入れるなども行っています。幼保小連携事業に参加し、小学校と交流の機会を作り、年長担任が1年生の授業参観へ行き、小学校生活を具体的に知るにより保育活動に生かしています。コロナ禍においては、書面での情報収集、交換を行い、形をかえた交流となっています。1年生になったとき困ったことを自分で発信できるよう、見守り、引き出せるように働きかけをしています。保育所児童保育要録は、入園時からの担任も関わって作成し、小学校へ送っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

川崎市公立保育所健康管理マニュアル、年間保健計画にもとづき、看護師が中心となり健康管理を行っています。健康カード、ICTアプリ、連絡帳、健康チェック表、口頭などいずれかの方法で保護者と職員間で連携しています。職員間ではミーティングノート、保健日誌を活用し、必要に応じて会議で報告し共有しています。定期的に健康集会を開催し、内容や子どもの様子を保護者に伝え、家庭でも継続できるようにしています。看護師が毎日午前・午後の2回各クラスを巡回し、一人ひとりの子どもの健康管理を行っています。ヒヤリハットの記録及び共有、必要時は事故検証を行い、保護者にも共通認識をもって対応しています。SIDSに関する情報提供を保護者に対してクラス懇談会、保育説明会、保健だより等でを行っています。SIDS研修の資料を全職員に回覧や報告をして共有しています。職員全体に周知し、日々健康観察を行っています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
 b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
 c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園医健診を定期的に行い、園児の健康管理を行うとともに職員も助言を受けています。園では、園医による健康診断を、0歳児・1歳児は年6回、2歳児からは年3回実施し、歯科健診を年2回行っています。健康診断、歯科健診の結果は保護者に報告し、必要に応じて個別対応を行っています。虫歯が特に多い子どもの家庭には看護師、栄養士、担任と連携し、園医と相談しながら生活習慣について助言するようにしています。健康診断、歯科健診後の園医から得た健康に関する情報を保護者に「ほげんだより」などで発信しています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
 b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
 c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「川崎市健康管理マニュアル」「アレルギー対応マニュアル」に基づき、子どもへの適切な対応を行っています。食物アレルギー疾患のある子どもの対応は、入園説明会において保護者に十分説明しています。医師による「診断書」等の提出を求め、これにもとづいて食事の除去対応を行い、保護者にも献立表を用いた「除去食」の確認をしています。給食では、食物アレルギー児専用テーブルを用意し、トレイ、食器を分け、名札を付けて食事を提供しています。給食の配膳時に調理員、保育士が連携し、声出し、指差し確認を給食室、保育室でダブルチェックをしています。食物アレルギー疾患のある子どもの食事中には、職員が一人ついて対応しています。慢性疾患のある子どもの状況は看護師が確認し、全職員が把握しています。看護師を講師に内部研修を実施しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画には「食育の推進」として、各年齢ごとに取組内容を記載しています。年間指導計画、月指導計画、週日案においてもさらにきめ細かく、発達過程に応じた食育の内容が盛り込まれています。コロナ禍で距離をとり黙食とする環境の中でも、保育士が声かけをしたり、音楽を流すなど食事の雰囲気作りの工夫をしています。保育士と栄養士・調理師が連携して、子どもの口腔機能や嗜好に合わせた調理をしています。食に関する絵本を見たり、折り紙で食材を作ってみたり、手遊びをしたりして子どもの食への興味を深める取組をしています。園庭で様々な野菜を栽培し、収穫、調理、喫食の体験をしています。保護者には、「給食だより」で給食に関する情報提供をしています。12月号では12月の献立や旬の食材の紹介の他、「お箸マスターへの道のり」として、スプーンの三点持ちのマスターをすることが重要と紹介するなど、家庭にとって参考になる内容となっています。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子ども食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

全体的な計画、各指導計画、食育計画にもとづき、一人ひとりの子どもの発育状況に応じた給食を提供しています。離乳食は、子ども一人ひとりの口腔機能の発達に合わせ、家庭と連携しながら進めています。アレルギー除去食はマニュアルにもとづき、給食会議で献立の確認を行っています。咀嚼に課題のある子どもや病後児には配慮食を提供しています。子どもの食べる量や好みを毎日の食事の観察、残食状況、子どもとのやりとりで把握し、少しでも食べられるように声かけをしたり、調理の工夫をしています。栄養士、調理員は子どもの食事の様子を見たり、声かけをして関わっています。子どもは、調理室をガラス戸越しに覗くなど調理の様子をみて食事への関心を深めています。旬の食材を使った季節感のある献立となっており、給食だよりで保護者にも伝えています。子どもの日のタケノコとわかめのお吸い物、七夕のソーメン、ひな祭りのちらし寿司を提供しています。「給食の手引き」にもとづき衛生管理を徹底しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

送迎時のコミュニケーションや連絡帳等により、日常的な情報交換を行い、保護者と信頼関係を築いています。3歳以上児に連絡帳はありませんが、毎日クラスに「保育記録」を掲示して子どもの様子が分かるようにしています。コロナ禍で、保護者の滞在時間を短くしたり、保育室内の立ち入りを制限するなどしていますが、情報交換の時間を大事にしています。クラス懇談会、個人面談、保育参観、保育参加等で子どもの発達を知らせたり、家庭での様子を聞いたりしながら子どもの成長を喜び合い、共有しています。情報交換の記録は、個人面談記録に記載し、個人ファイルに保管をしています。保育日誌にも情報交換を記録する欄があります。「クラスだより」では日々のエピソードを交え、保育の意図を伝えるように努めています。今年度、業務支援ツールを導入し、保護者連絡手段の強化を図りました。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者とは、送迎時等に積極的にコミュニケーションを行い、子どもの成長を喜び合い、信頼関係を築いています。定期的な保育参加や個人面談を実施するなど安心して相談できる体制を組織として整えています。相談内容によって、保育士、栄養士、看護師の専門性を生かした対応をしています。相談は、保護者の勤務時間等の事情に配慮し、場所はプライバシーが守られるような部屋を用意しています。園長が同席するなど複数職員での対応が良い場合には、事務室を使用するなど柔軟な対応をしています。相談内容は、必ず園長に報告しています。職員間の情報共有は、引継書、職員会議、ミーティングで行っており、記録を残しています。また、安心して子育てができるためには、保護者同士の横のつながりも大事だと考えており、そのための配慮も行っています。

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

子どもに対する虐待等の兆候を見逃さないように、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」にもとづき対応をしています。登園時の保護者と子どもの様子の観察、身体の痣や傷についての視診による確認をしています。虐待等の子どもの権利侵害の恐れがある場合は、保護者に声かけをするなど、予防的な働きかけをすることとしています。保育所は保護者が相談できる頼れる場所であることを伝えるようにしています。家庭の状況に応じて、保護者の就労時間以外の土曜日の保育等の手立てを提案するなどの援助もしています。保育所内に「人権係」設置して、子どもの人権について事例検討をし、職員の理解を促しています。虐待が疑われる事例があれば、地域みまもり支援センターと連携して虐待防止の取組を行っています。早期発見、早期対応のために「川崎市児童虐待ハンドブック」を活用して、更に知識を深め、職員が共有していく必要があると園長は考えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士等は、指導計画にもとづく保育実践について、日誌の「記録及び省察」欄を活用して振り返りを行っています。毎月、各クラスの自己評価書を作成して、乳児会議、幼児会議で報告し合い意見交換をしています。保育士等は、一人ひとり意見を付箋に記入し、自己評価書に貼り付けて記録として残しています。自己評価書と意見を記載した付箋は、保育士等全員で共有され、保育所全体の自己評価としての位置づけにもなっています。月ごとの自己評価に関する話し合いは、互いの学び合いや意識の向上につながり、大切な取組の一つとしています。保育士等の自己評価は、年度末に保育所の自己評価につなげています。保育所の自己評価は、定められた評価項目について評価をするものであり、保育士等が全員参加して評価をしています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323



